

令和5年度

筑紫野市事務事業外部評価委員会

答申結果および検討方針

1 筑紫野市事務事業外部評価委員会について

筑紫野市事務事業外部評価委員会は、行政資源の有効活用と意識改革の促進に資することを目的として設置し、筑紫野市が実施する事務事業について、その目的の妥当性、有効性及び効率性を審議する附属機関である。

2 筑紫野市事務事業外部評価委員会委員名簿

令和5年度の外部評価委員会は、以下の6名で構成。

役職	委員名	よみがな	区分	機関・団体等名
会長	牧野 光昭	まきの みつあき	(1) 識見を有する者	一般社団法人日本能率協会 自治体経営革新センター長
副会長	中島 由美子	なかしま ゆみこ	(1) 識見を有する者	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課長
委員	坂本 隆行	さかもと たかゆき	(1) 識見を有する者	筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 准教授
委員	内川 静江	うちかわ しずえ	(2) 市民	市民公募
委員	西村 幸子	にしむら さちこ	(2) 市民	市民公募
委員	二宮 正博	にのみや まさひろ	(2) 市民	市民公募

3 令和5年度外部評価委員会評価実施概要

(1) 評価対象事務事業について

No.	事務事業名	担当課等名
1	家庭児童相談事業	子育て支援課
2	利用者支援事業	子育て支援課
3	乳幼児健診事業	子育て支援課
4	公用車集中管理事業	管財課
5	市税収納事務事業	収納課
6	全国大会出場補助事業	文化・スポーツ振興課
7	小中学校開放体育施設運営事業	文化・スポーツ振興課
8	人形劇のあるまち推進事業	文化・スポーツ振興課
9	図書・視聴覚資料購入事業	文化・スポーツ振興課
10	子ども会リーダースクール事業	生涯学習課

(2) 評価について

①評価資料

- ・事務事業評価表
- ・施策・基本事業評価表
- ・その他補足説明資料

②評価時間

1 事業概ね 30 分（担当課等からの説明 5 分、質疑応答 25 分）

③評価方法

関係各課から提出された評価資料に基づいて、評価対象事業の成果動向をはじめとして、目的妥当性、有効性及び効率性等について、関係職員から事情を聴取して評価を実施した。

(3) 開催日時等

委員会	日時	審議内容等	会場
第 1 回	9 月 28 日（木） 8：58～9：37	諮問、委員会の運営について 評価対象事業について 等	403 会議室 （市役所 4 階）
第 2 回	10 月 12 日（木） 9：00～12：11	対象 5 事業の評価	403 会議室 （市役所 4 階）
第 3 回	11 月 2 日（木） 9：00～11：59	対象 5 事業の評価	403 会議室 （市役所 4 階）
第 4 回	11 月 24 日（金） 8：57～10：40	全 10 事業の評価結果取りまとめ 答申案検討 等	403 会議室 （市役所 4 階）

4 評価結果の概要について

No. 1

事務事業名	家庭児童相談事業
所管課等名	子育て支援課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■子育て相談窓口の在り方について</p> <p>市民サービスのさらなる向上につなげるため、こども家庭センターの設置を検討するにあたっては、子育て相談窓口のワンストップ化を図り、印刷物や案内を作成する際は複数の電話番号を掲載しないなど、市民にとって分かりやすい相談窓口と出来るよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■職場体制の検討について</p> <p>家庭児童相談室と子育て支援課が物理的に離れているため、職員が相談室の状況把握が困難であることに加えて、窓口でトラブルが発生した場合の対応など、危機管理上の問題も懸念されることから、オフィスの一体性等の職場体制について検討するよう提言します。</p>

【改善項目③】

■需要にあわせた相談体制の維持について

相談員が3名から5名となり、相談までの待ち時間が改善されたとの所管課意見があつたが、本事業は迅速かつ細やかな対応が重要であるため、相談の予約依頼からどの程度の期間で相談を受けられるかの基準設定が必要であると考えられることから、相談体制の妥当性を検証するためにも、筑紫野市の子育て相談のサービスレベル（相談までの待ち時間の最長レベル）を設定し、事務事業評価表の手段欄に記載するよう提言します。

また、その待ち時間を超える場合には、速やかに増員を図るなど、十分な相談体制の維持に努めるよう提言します。

検討方針

(1) 子育て相談窓口のワンストップ化に向けた取組

子育て相談窓口のワンストップ化の一環として、こども家庭センターの設置に向けて検討するとともに、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに対する連携もしくは一体的な支援体制の推進を図り、相談窓口に係る効果的な周知方法について併せて検討します。

(2) オフィスの一体性を確保できる職場体制

職員の連携強化、一体的な支援体制の推進に加え、相談室の状況把握、相談窓口でのトラブルに対する迅速な状況把握及び対応が可能となる職場環境について検討します。

(3) 子育て相談のサービスレベルの設定

類似する他制度及び事業を参考に、迅速かつ細やかな支援体制が維持できているかを評価するための指標について検討します。

(4) 需要に合わせた相談体制の維持

類似する他制度及び事業を参考に、需要に合わせた相談体制を維持するための指標を検討し、併せて需要に合わせた相談体制の維持を図る仕組みを検討します。

No. 2

事務事業名	利用者支援事業
所管課等名	子育て支援課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■事務事業の拡充に向けた取組について 現在は基本型として補助を受け事業を実施しているが、事業手法を見直すことにより、より有利な特定型の補助を活用できないか検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■本事業が貢献する総合計画指標の見直しについて 基本事業「地域における子育て支援の推進」の成果指標が「子育てサロンの実施回数」となっているが、地域サロンの実施回数が、地域における子育てというカテゴリの代表的指標であるとは言い難いことから、機会を捉えて上位目標と本事業との関連性について再度検証するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■LINE等の相談しやすい手段の検討 利用者支援事業に関わらず子育てに係る相談の受付方法として、チャット形式での相談を可能とすることで、相談しやすい環境づくりが可能となり、利用する側の心理的負担軽減にも寄与すると考えられることから、LINE等を活用した相談しやすいファーストコンタクトづくりを検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 補助金活用に向けた事業手法の見直し

保育サービスに関する相談対応や、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援体制などについての評価を行うとともに、特定型に係る補助金の活用について検討します。

(2) 総合計画との関連性を見直し

本事業が貢献する総合計画指標について、機会を捉えて基本事業の成果指標と本事業の関連性について検証します。

(3) 相談受付方法の拡充

既存の対面や電話、メールでの対応に加え、誰もが相談しやすいよう、LINE等を活用したチャットボット形式の相談対応を検討します。

No. 3

事務事業名	乳幼児健診事業
所管課等名	子育て支援課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■成果指標の追加について 本事業の成果指標は「未受診率」となっているが、未受診者に対して必要に応じて家庭訪問を行うなど、未受診者へのフォローも重要であることから、「未受診者のうち健康状況が把握できた割合」など、未受診者へのフォローの成果が測れるような指標の追加を提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■子育てアプリによる健診、予防接種の実施率向上 現在導入を検討している子育てアプリの機能を活用することで、予防接種のスケジュール管理や不注意による健診未受診を防止することができるなど、予防接種の接種率や乳幼児健診の受診率の向上に寄与すると考えられることから、近隣他市の取組や効果等の調査・研究を行い、費用対効果が認められる場合は、子育てアプリの利用促進を検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■受診率向上への集団健診化について 受診率が高い自治体の特徴として、健診を集団形式で実施していることがあげられることから、費用対効果を検証し、個別健診から集団健診への転換を検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 成果指標の追加

成果指標に「未受診者のうち、健康状況が把握できた割合」を追加します。

(2) 子育てアプリの活用に向けた調査・研究

予防接種の接種率や乳幼児健診の受診率の向上に寄与する取組や効果等について他自治体の事例も含めて調査・研究を行い、子育てアプリの利用促進について検討します。

(3) 個別健診の集団健診への転換

受診率向上に寄与する取組みについて他自治体の事例の調査・研究を行うとともに、健診事業に係る関係機関などの意向やスタッフの体制なども勘案し、集団健診化及び受診勧奨に関する手法について検討します。

No. 4

事務事業名	公用車集中管理事業
所管課等名	管財課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■全庁的な公用車集中管理体制の構築について</p> <p>公用車は需要と供給を把握することで必要台数の設定が可能となり、各課等で保有している公用車の部署間の相互利用により台数の最適化が図られると考えられる。そのため、全庁的な公用車集中管理体制の構築を検討するよう提言します。あわせて、車検等の事務処理体制についても検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■成果指標の追加について</p> <p>公用車台数の最適化については、稼働率が重要な指標であることから、運転日誌やエクセルなどを活用して稼働率を取得する仕組みを構築するなど、市で保有する公用車の適正台数を把握するためにも成果指標に「公用車稼働率」を追加するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■成果指標の目標値見直しについて</p> <p>本事業の成果指標である「車両に関するトラブル件数」について、本来トラブルはないことが最善であることから、職員の意識改革を促進するため、成果指標の目標値を0件とするよう提言します。</p>

【改善項目④】

■安全管理装備の強化について

防犯、交通事故による訴訟に備えるため、ドライブレコーダーの設置を推進するよう提言します。

【改善項目⑤】

■庁用マイクロバスの運用について①

委託業者職員のうち、庁用マイクロバス運転を担当している職員は、マイクロバス運転以外の業務を行っていないが、バスの稼働に関わらず配車室に常駐していることから、マイクロバスの稼働に合わせて職員を手配したり、庁舎に常駐している際に公用車の予約管理業務を兼任させるなど、庁用マイクロバス運用方法の見直しについて検討するよう提言します。

【改善項目⑥】

■庁用マイクロバスの運用について②

現在は庁用マイクロバスを市で保有しているが、必要な時にマイクロバスを借用する方が費用削減につながる可能性があることから、費用対効果について検証するよう提言します。

【改善項目⑦】

■公用車管理システム導入について

現在は委託業者職員が、公用車運転に伴うアルコールチェックや公用車予約や貸出し業務を行っているが、ITシステムを導入することで代替できる業務内容であることに加えて、全庁的な公用車管理による稼働率の把握や運転日誌管理を行うことができることから、業務効率化を図るためにも、公用車管理システムの導入について検討するよう提言します。

【改善項目⑧】

■公用車の購入方法について

電気自動車や水素自動車など車両価格が高額となる場合においては、費用対効果を検証し、リース契約か車両購入するか適宜検討するよう提言します。

【改善項目⑨】

■電気自動車・ハイブリット車の一定割合の導入について

筑紫野市総合計画では SDGs の推進を掲げており、環境配慮の観点からも二酸化炭素の排出を抑えたハイブリット車や電気自動車等を一定割合導入する必要があると考えられることから、環境に配慮した公用車導入に係るガイドラインを設定し、計画的な整備推進を図るよう提言します。

【改善項目⑩】

■免許期限の確認徹底について

先日、他自治体で免許期限超過による免許失効状態での公用車運転が報道されたが、市が法令遵守することは極めて重要であることから、公用車管理システム等で市職員の免許期限を管理する仕組みを構築するなど、免許証確認の徹底化を図るよう提言します。

検討方針

(1) 公用車台数最適化に向けた取組

全庁的な公用車集中管理体制の構築については、業務内容の見直しや人員の確保等の検討が必要であるため、他市の状況や導入における費用対効果等を検証します。車検等の事務手続きに関しては、引き続き各所管課で行うこととしますが、車検月に各課への車検手続きの通知を徹底するなど取り組み、公用車の車検切れ防止に努めます。

(2) 成果指標の追加

公用車の稼働率把握に努め、その後、成果指標に公用車稼働率を追加します。

(3) 成果指標の見直し

成果指標「車両に関するトラブル件数」の目標値を0件に見直します。

(4) ドライブレコーダーの設置推進

管財課にて集中管理している公用車のドライブレコーダーについて、財政部局と協議の上、導入を推進します。

(5) 庁用マイクロバス運転担当職員の業務内容の見直し

庁用マイクロバス運転担当職員の業務について、他市の状況の聞き取りなどを行い、業務内容の見直しを検討します。

(6) 庁用マイクロバス運用に係る費用対効果の検証

マイクロバスを市で保有する場合と必要時にマイクロバスを借用する場合での費用対効果等を検証します。

(7) 公用車管理システムの導入

公用車管理システムの導入について、公用車稼働率の把握等その他、他市の状況や導入における費用対効果等を検証した上で、導入の可否について検討します。

(8) 車両価格に応じた公用車の購入方法

電気自動車など車両価格が高額となる場合は、リース契約か車両購入するか検討します。

(9) 電気自動車等の計画的な整備促進

環境配慮の観点からも二酸化炭素の排出を抑えたハイブリット車や電気自動車等の購入計画については、他市の状況や導入における費用対効果等を検証し、導入台数を検討します。

(10) 職員の免許期限の確認徹底

配車室にて車両の鍵を受け取る際に、運転免許証の提示を行い免許証の確認を行います。

No. 5

事務事業名	市税収納事務事業
所管課等名	収納課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■eL-QR コードの利用促進について</p> <p>市税収納方法としてクレジットカード等のキャッシュレス決済が利用可能であるが、民間企業が提供する決済サービスを利用する場合は、決済手数料を自治体が負担することとなっている。</p> <p>令和5年度に導入したeL-QRコードによる決済については、人口数に応じた運用負担金を地方税共同機構へ支払うことで利用することができ、別途決済に伴う手数料は発生しないが、eL-QRコードの利用が一部の納税者に留まった場合、民間の決済会社への手数料と地方税共同機構への負担金の双方が発生し、費用増加が懸念されることから、eL-QRコードの利用促進やその案内を積極的に行うよう提言します。</p>

検討方針

- (1) eL-QR コードの利用促進に向けた積極的な周知
eL-QR コード決済サービスが便利であることを周知するチラシを当初納税通知書に同封します。

No. 6

事務事業名	全国大会出場補助事業
所管課等名	文化・スポーツ振興課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■事務事業評価表の修正について 対象を「全国大会に出場する市民や団体等」に改めるとともに、意図についても全国大会に出場する市民や団体の負担を軽減し、競技に専念する等に修正すること。 また、本事業を活用して全国大会に出場した市民や団体がいるという成果が具体的に伝わるよう、成果指標名を「全国大会出場の際に補助を活用した個人や団体数」に修正すること。</p> <p>【改善項目②】 ■補助金支給要件の見直しについて 基金から一般財源での事業移行を踏まえ、より公平性が求められることから、以下の項目での見直しを進めるよう提言します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) レク大会を除外するなど支給対象大会の限定 2) 同一対象者の年度内の支給回数の上限定 3) 現在一律となっている支給額（大会が国内大会か国際大会であるか、近隣地での開催の場合など） 4) 国や県の補助の重複への対応 <p>【改善項目③】 ■新たな財源確保について 一般財源で事業継続を図るため、ふるさと納税の活用や賛同する市内企業等からスポンサーを募る、また QR コードを活用した一般からの寄付の推進など、新たな財源確保を検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 事務事業評価表の修正

対象を「全国大会に出場する市民や団体等」に改めるとともに、意図を「全国大会に出場する市民や団体の負担を軽減し、競技に専念する」に修正します。

(2) 成果指標名の見直し

成果指標名を「全国大会出場の際に補助を活用した個人や団体」に修正します。

(3) 支給要件の見直し

近隣自治体の支給要件を参考にしながら、支給要件の見直しについて検討します。

(4) 新たな財源確保

一般財源で事業継続するため、ふるさと納税制度の活用等、新たな財源確保策について調査・研究します。

事務事業名	小中学校開放体育施設運営事業
所管課等名	文化・スポーツ振興課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■施設使用料の導入と施設修繕について</p> <p>近隣自治体のなかで筑紫野市のみが無料であること、市内の社会体育施設では使用料を徴収していること、さらに本事業のために一定の人件費も発生していることから、他事業と整合性や公平性を保つためにも施設使用料の徴収について検討するよう提言します。</p> <p>また、子どもの安全や市内スポーツ施設の満足度向上のためにも、徴収した使用料を原資として学校体育施設の改修や修繕を促進するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■施設利用に関わるルールの制定について</p> <p>既存の団体の重複利用や市外団体の利用を抑制するため、ルール違反した場合に一定期間施設利用を禁止する罰則規定を設けるなど、施設利用に関わるルールを定めることに加え、今後の部活動の地域移行を見据えた、施設利用に関わる方針やルールについて、使用料徴収にあわせて設定するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■施設利用日誌のオンライン化について</p> <p>施設の利用日誌について、オンラインによる届出が一部に留まっていることから、自治体 DX の推進や業務簡素化を図るため、オンライン届出システムの利用促進を図るよう提言します。</p>

検討方針

(1) 施設使用料の導入

近隣自治体の使用料の水準や学校体育施設の維持管理に要する費用を考慮しながら施設使用料の徴収について検討します。

(2) 学校体育施設の改修や修繕の促進

施設使用料を財源として確保できた後は、使用料を原資として学校体育施設の改修や修繕の促進に努めます。

(3) 施設利用に関わるルールの設定

学校体育施設の適正利用や部活動地域移行を見据えた活動場所の確保のため、利用実態を詳細に把握し、不正利用を抑制する運営ルールの設定を検討します。

(4) オンライン届出システムの利用促進

施設利用者の利便性の向上や業務の簡素化を図るため、オンラインによる施設利用の報告を促します。

事務事業名	人形劇のあるまち推進事業
所管課等名	文化・スポーツ振興課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■人形劇まつりの会場選定について 文化会館はエレベーターが設置されておらず、小さい子をかかえる保護者や障がい者は利用しづらい面があるため、バリアフリーの観点から、生涯学習センターや市民図書館など、公演の一部を文化会館以外で開催することを検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■人形劇まつりの開催方式について 現在人形劇まつりは1年に1回の開催としているが、観劇機会の増加の観点からも、各コミュニティセンターで実施している文化祭などで人形劇を実施するなど、より多くの市民が人形劇に触れることができる開催方式について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 ■後継者の育成について より幅広く人形劇に興味を持ってもらい、後継者育成に繋げるために、人形劇のコミュニティのサークル等での実施、高校や大学の演劇部の学生との連携、体験イベントの実施など新たな取組について検討するよう提言します。</p>

【改善項目④】

■ボランティア確保について

高校生や大学生のボランティアを効果的に募集出来るよう、ボランティア用パンフレットやポスターを作成し、学校に配布するよう提言します。また、学生ボランティアの積極的な参加を促進するため、ボランティア認定証の作成等について検討するようあわせて提言します。

【改善項目⑤】

■広域開催の検討について

福岡県内で国民文化祭のレガシーとして人形劇に係る事業を実施している自治体は本市のみであることから、演者や会場スタッフの確保なども含め、近隣自治体と連携した人形劇まつりの開催について検討するよう提言します。

【改善項目⑥】

■人形劇まつりの動画配信の検討について

本事業の目的は子どもたちが人形劇を通して社会経験を積み、豊かな情操育成や社会規範を身につけることであるため、人形劇の観劇の機会を増やすためにも、人形劇まつりの様子を撮影し動画作成するなど、YouTube等の動画配信サイトの活用について検討するよう提言します。

検討方針

(1) 利用のしやすい会場の選定

ちくしの人形劇まつり実行委員会にて、会場選定についての提案を行い、来場する市民が利用しやすい会場の選定について検討します。

(2) 人形劇まつりの開催方式の検討

ちくしの人形劇まつり実行委員会にて、開催方法についての提案を行い、より多くの市民が人形劇に触れられるような開催方法について検討します。

(3) 後継者育成に繋がる取組の検討

後継者育成に繋がる取り組みについて、ちくしの人形劇まつり実行委員会や各ボランティア団体と協議し、体験イベントや講座等の開催を検討するとともに、取組を進める際は、読み聞かせボランティア団体や地域コミュニティ、大学等との連携を併せて検討します。

(4) 学生ボランティアの効果的な募集方法

令和5年度は、「ちくしの人形劇まつり実行委員会（実行委員会の構成団体に筑紫野市教育委員会を明記）」名でボランティア認定証を発行しました。令和6年度以降のボランティア募集については、実行委員会と協議しながら、ボランティア用のポスター等の作成及び配布について検討します。

(5) 広域開催の検討

ちくしの人形劇まつり実行委員会にて、広域開催についての提案を行い、近隣自治体等と連携した人形劇まつりを検討します。

(6) 動画配信サイトの活用

令和5年度は人形劇まつりの様子を撮影、動画作成を行い、YouTube（筑紫野市公式チャンネル）にて動画配信を行いました。今後は定期的に動画作成を行い、配信内容の更新を検討します。

No. 9

事務事業名	図書・視聴覚資料購入事業
所管課等名	文化・スポーツ振興課
評価結果	見直し
改善要望事項等	<p>【改善項目①】 ■誰もが利用しやすい図書館の運用方法について 移動図書館車は訪問先の地域や時間が限定されていることから、各小中学校や公民館と連携し各施設で図書資料の貸出や返却などを可能にするなど、より多くの市民に図書資料を開放する取組について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】 ■図書資料の積極活用に係る取組について 子どもが絵本に触れる機会を増やすため、各幼稚園等に司書のおすすめの絵本や書籍などを選書し紹介するような機会を設けるなど、図書資料の積極的な活用につながる取り組みについて検討するよう提言します。 また、図書館の広域利用については非常に便利であることから、この制度をより効果的に活用できるよう、広く市民に周知する方策を検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目③】 除籍する図書資料の活用について 除籍した資料等を廃棄するのみではなく、無償譲渡後の図書資料の取扱について周知を行ったうえで、除籍後の図書資料の有効活用に取り組むよう提言します。</p>

【改善項目④】

■ 電子図書館運用の方向性について

電子図書館については、既存の図書館の蔵書スペースを考慮する必要もなく、読書バリアフリーの推進に寄与する一方で、電子図書を際限なく購入すると費用がかさみ、サービスの維持が困難になるため、他自治体の取り組みを調査・研究し、限りあるスペースでの図書館運営と市民サービスの両立が可能となる電子図書館の方向性を検討するよう提言します。

【改善項目⑤】

■ 新たな成果指標の設定について

電子書籍の費用対効果等を評価できるよう、本事業の成果指標として「電子書籍の貸出冊数」を設定すること。

【改善項目⑥】

■ 電子図書館の利用促進について

電子図書の利用促進のため、周知方法やホームページのレイアウトを工夫するよう提言します。

また、一般の図書資料と電子図書資料の予約状況等を一括検索で確認できる機能追加について検討するよう提言します。

【改善項目⑦】

■ 指定管理者制度について

現在の図書館の運営方針から、業務委託が最適であると判断しているが、近隣自治体が指定管理者制度を採用する現状を鑑み、引き続き指定管理者と業務委託のメリットやデメリットについて調査・研究を進めるよう提言します。

検討方針

(1) 各小中学校や公民館と連携した図書資料の貸出や返却方法の検討
より多くの市民に図書資料を開放するため、各小中学校や公民館での貸出など、近隣自治体の取組内容について調査・研究を行います。

(2) 各幼稚園等と連携した図書資料積極活用に向けた取組
図書館にて各年齢にあわせて選書した絵本や書籍などを紹介する「ちくしっこ通信」を作成し、各公立保育所、各小中学校に配布しており、図書資料の団体貸出も併せて行っています。今後も取組を進めながら、より多くの子どもたちが本に触れる機会を増やす活動を行います。

(3) 図書館の広域利用制度の周知
窓口での周知活動に加えて、令和6年度の図書館システム更新に伴う図書館ホームページのリニューアルにあわせて、広く周知可能なレイアウトについて検討します。

(4) 除籍する図書資料の有効活用
除籍資料の売却は禁止しているため、次回実施する無償譲渡から無償譲渡後の本の取扱いについての周知を実施します。

(5) 電子図書館運用の方向性の検討
電子図書館運営自治体の取組内容について、調査・研究を行い、運営方針について検討します。

(6) 成果指標の追加
成果指標に「電子書籍の貸出冊数」を設定します。

(7) 電子図書館の周知方法の検討
電子図書館の利用促進に向けた周知方法について検討するとともに、令和6年度の図書館システム更新に併せて、ホームページレイアウトの変更を検討します。

(8) 図書資料予約状況の一括検索機能追加の検討

令和6年度の図書館システム更新時に、予約状況等を一括して確認できる機能追加について検討します。

(9) 指定管理者制度の調査・研究

引き続き、指定管理者と業務委託のメリット、デメリットについて、近隣自治体の動向等も注視しながら、調査・研究を行います。

No.10

事務事業名	子ども会リーダースクール事業
所管課等名	生涯学習課
評価結果	見直し又は廃止
改善要望事項等	<p>【改善項目①】</p> <p>■<u>今後の子ども会のあり方について</u></p> <p>全国的に子ども会活動の停滞が見受けられるなど、旧来の階層構造で活動することが困難な時代になっているため、子ども会や子ども会に代わる取り組みについて、各コミュニティ組織との関連性も踏まえ調査・研究を行い、今後の子ども会のあり方について検討するよう提言します。</p> <p>【改善項目②】</p> <p>■<u>事業の方向性について</u></p> <p>子ども会活動は保護者の働きによるところが大きく、リーダースクールによる子ども会活動への効果が見えづらいため、本事業が子ども会に与える影響について精査し、子ども会の運営実態と本事業の目指す姿に乖離があれば、廃止を含めて本事業の見直しを行い、子ども会を支援する他の手法を検討するよう提言します。</p>

検討方針

(1) 今後の子ども会のあり方についての検討

子どもが主体となって企画・運営する自治組織という子ども会の特性や各コミュニティ組織との関連性も踏まえつつ、筑紫野市子ども会育成会連絡協議会とも協議しながら、今後の子ども会のあり方について検討します。

(2) 本事業の総合的な見直し

子どもが主体となる子ども会活動を目指す姿として取り組んでいます。まずは本事業が子ども会に与える影響について精査します。その上で、子ども会の運営実態と本事業の目指す姿に乖離があれば、他自治体の事例等を調査・研究し、廃止を含めて本事業の見直しを検討し、子ども会を支援する他の手法についても併せて検討します。

5 今後の課題と改善について（総括）

（1）事務事業評価表の記載内容について

事務事業評価表に記載する「対象」「手段」「意図」等については、市民に対する説明責任の観点から、事業内容が分かりやすく且つ詳細な情報を記載するよう引き続き努められたい。

なお、「成果指標」については、その事業の評価を行う上で、非常に重要な指標となるため、適切な指標を設定し、指標の変化に留意し、増減があった場合については、その原因を十分に分析した上で、事業内容の改善や継続的な評価に今後ともつなげていただきたい。

また、各事業における分析コメントの記載欄については、実績に基づいた事業ごとの分析を行ったうえでコメントを記載することで、より具体的な改善案を導き出すことにも努められたい。

（2）委員会における評価方法について

今年度の外部評価委員会では、関係各課による事務事業評価表や補足説明資料の準備が的確に行われており、全体的にスムーズに審議することができた。今後とも簡潔明瞭な事務事業評価表や補足説明資料の準備に努め、無駄を省いた適切な事業内容の説明を心がけられたい。

また、短時間のヒアリングにおいて評価を行うこととなっていることから、今後とも質疑応答に際し簡潔明瞭な対応を心がけるとともに、十分な事前調整、資料の準備に努められたい。

（3）各課の自己評価状況について

毎年度各課において自己評価が実施されているが、現状に満足することなく、その事務事業の目的妥当性、有効性及び効率性等について更なる分析を行い、常にコスト意識を持ち、積極的な改善を行うよう努められたい。

なお、事務事業の内容によっては、近隣自治体との比較により改善点を見出すことや、庁内・県・民間等による類似事業を調査することで無駄を省くことも十分検討する必要があることから、常にこれらを注視しながら積極的な見直しを進められたい。

第六次総合計画の完成に向け、さらには、令和6年度からを計画期間とする第七次総合計画を見据え、各事務事業の上位の施策・基本事業への貢献度を分析し、施策・基本事業の評価結果に鑑みた事務事業の見直しを計画的に行うことで、各施策の目標達成に向けて一層努められたい。併せて、外部評価委員会は、職員の意識改革にも寄与するものとして位置づけられていることから、今回の答申内容を踏まえ、自己評価を繰り返す中で事業改善への意識を更に高め、個々の職員の育成につながるよう努められたい。

(4) 各改善項目に関する進捗管理について

外部評価対象事業における各改善項目については、近年各課における事務事業評価の適切な運用が定着し、自己評価による事業の見直しが進んでいる状況であることから、事業の統合や廃止といった大幅な改善項目から事業の効果を高めるための事業方法の変更や取り組み強化等の提言が増えている状況である。また、それらには予算措置を伴わない項目もあり、複数年にわたる準備や取り組みが求められる。

このことから、引き続き各事業の改善項目に対する進捗管理を行い、翌年度の外部評価委員会への適切な進捗状況の報告を継続するよう努められたい。

(5) 委員会へ諮問する評価対象事業の選定のあり方について

外部評価委員会は、「筑紫野市事務事業外部評価委員会設置条例」に基づき、市長の諮問に応じ、市が実施する事務事業について、目的の妥当性、有効性及び効率性等を審議する機関である。市が諮問する評価対象事業については、総合計画に掲げる28施策を4年間でローリングしつつ、筑紫野市内部評価委員会で評価した事業を中心に選定されているところであるが、なお一層の行政資源の有効活用と職員の意識改革の促進を図るため、事業の大小や社会情勢の変化、時代潮流を的確に踏まえた、評価対象事業の選定に努められたい。